

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 〇 関東信越（東京）（受）第 2300018 号
厚生局事案番号 〇 関東信越（東京）（厚）第 2300088 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社を平成 7 年 3 月 31 日に退社したが、同社に係る資格喪失年月日が同日となっている。平成 7 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、当該資格喪失年月日を平成 7 年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された平成 7 年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、資料がないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は当該期間に係る給与明細書を保有していない。

また、A 社の事業主は、厚生年金保険料の控除について、入社月は控除せず、退職月に 2 か月分控除する旨陳述していることから、上記の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額（6 万 750 円）の内訳（厚生年金保険料及び健康保険料並びに雇用保険料）を請求者の同社におけるオンライン記録の標準報酬月額及び上記源泉徴収票の支払金額に基づいて、算出したところ、厚生年金保険料及び健康保険料が退職月に 1 か月分ずつ控除された社会保険料等の金額（6 万 632 円）とほぼ一致しており、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないと推認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことは認められないものの、請求者が当該期間にA社に勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年4月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録における同年2月の厚生年金保険の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 〇 関東信越（東京）（受）第 2200946 号
厚生局事案番号 〇 関東信越（東京）（国）第 2300015 号

第 1 結論

平成 13 年 7 月の請求期間、平成 14 年 4 月から同年 10 月までの請求期間、平成 15 年 7 月から平成 17 年 4 月までの請求期間、同年 6 月から平成 18 年 4 月までの請求期間、同年 7 月から平成 24 年 2 月までの請求期間、同年 4 月及び同年 5 月の請求期間並びに同年 10 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 〇 男
基礎年金番号 〇
生 年 月 日 〇 昭和 52 年生
住 所 〇

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〇 ① 平成 13 年 7 月
② 平成 14 年 4 月から同年 10 月まで
③ 平成 15 年 7 月から平成 17 年 4 月まで
④ 平成 17 年 6 月から平成 18 年 4 月まで
⑤ 平成 18 年 7 月から平成 24 年 2 月まで
⑥ 平成 24 年 4 月及び同年 5 月
⑦ 平成 24 年 10 月

結婚を機に、過去の未納保険料を納付することを決意し、A 市役所において、当該未納保険料に係る 1 回の納付額が 6,000 円程度となるように分割された納付書を作成してもらった。

国民年金保険料は、当月分の保険料に係る納付書 1 枚と、過去の未納分に係る納付書 1 枚の合計 2 枚の納付書を使って、毎月コンビニエンスストアで納付していたので、私の記録に未納期間があることに納得できない。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付方法について、結婚を機に過去の未納保険料を納付することを決意し、A 市役所において作成してもらった過年度保険料に係る納付書 1 枚と、同市役所から郵送されていた現年度保険料に係る納付書 1 枚の合計 2 枚の納付書を使って、毎月納付していた旨主張していることから、同市役所に照会したところ、同市役所は、請求者が婚姻した平成 22 年 4 月頃に国民年金保険料に係る納付書は発行しておらず、請求者が国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料は保有していないと回答し

ている。

また、請求者は、結婚を機に過去の未納保険料を納付した旨主張しているが、請求者が婚姻した平成 22 年 4 月時点において、平成 20 年 2 月以前の請求期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求者の主張する国民年金保険料の納付時期から判断すると、平成 22 年 3 月分以降の国民年金保険料は、同年 4 月頃から毎月納付されていたこととなるが、オンライン記録によると、請求期間⑥、⑦及び平成 25 年 3 月分を除く平成 24 年 3 月から平成 25 年 10 月までの期間に係る国民年金保険料が、それぞれ当該月の納付期限の 2 年後の平成 26 年 4 月から平成 27 年 10 月までの期間に、ほぼ毎月納付されていることが確認できる。

加えて、請求期間は合計で 7 か所、112 か月（9 年 4 か月）と長期間に及んでいる上、請求者の主張する納付時期は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。